

# 平成 30 年度

## 第 2 回水戸市城東市民センター運営審議会

日 時 平成 31 年 3 月 7 日 (木)  
午後 1 時 30 分～  
場 所 水戸市城東市民センター  
1 階学習室

### 次 第

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 議 題
  - (1) 平成 30 年度市民センター事業報告について
  - (2) 平成 30 年度市民センター利用状況について
  - (3) 平成 31 年度市民センター定期講座募集 (案) について
  - (4) その他
- 4 閉 会

水戸市城東市民センター運営審議会委員

任期 平成30年4月1日～平成32年3月31日

	ふりがな 委員の氏名	選出区分	団体等名及び役職名	備考
1	さかい こうじゅ 坂井 講 壽	市民活動団体	水戸市城東地区 自治団体連合会副会長	会 長
2	はくた しげじ 白田 茂 司	市民活動団体	水戸市社会福祉協議会 城東支部副支部長	副 会 長
3	はやかわ みよこ 早川 美代子	市民活動団体	水戸市城東地区 高齢者クラブ連合会副会長	委 員
4	こまつ かずこ 小松 和 子	市民活動団体	城東女性会副会長	委 員
5	えびさわ じゅん 海老澤 淳	市民活動団体	城東学区育成部会理事	委 員
6	かわい ようこ 川井 洋 子	学校教育関係者	水戸市立城東小学校校長	委 員

# (1) 平成30年度市民センター事業報告について

## 各種講座実施状況

### ○城東女性学級(城東女性会共催)

回	開催日	内 容	備 考	参加人数
1	6月18日(月)	開講式 講話「落語で学ぼう」	茨城キリスト教学園高等学校 教諭 斎須 博	59
2	8月8日(水)	「背筋をの伸ばして腰痛予防」 理学療法士から学ぶ健康体操	東京リハビリテーション専門学校 教員 田邊 康二	32
3	9月21日(金)	移動学習 「喜多院, 越戸川越散策」	市民センター職員引率	39
4	11月30日(金)	園芸教室「寄せ植え」	定期講座「園芸」講師 渡辺 達也	24
5	1月21日(月)	「楽しくみんなで認知症予防」 閉講式	水戸ヤクルト販売 健康管理士 一般指導員	36

### ○城東福寿学級(城東地区高齢者連クラブ合会共催)

回	開催日	内 容	備 考	参加人数
1	6月28日(木)	開講式 講話「高齢者の健康管理」～長生きの秘訣～	原外科医院院長 原 毅	68
2	7月20日(金)	輪投げ		47
3	9月12日(水)	音楽鑑賞会	「NPO法人ポルターモ」 久保田 彩子, 内海 妙子, 折笠 玲子	48
4	10月15日(月)	指ヨガ健康法	NPO法人沖ヨガ協会講師 江原 幸子	46
5	11月28日(水)	移動学習「石切山脈, 西念寺, イトウ製菓」 閉講式	市民センター職員引率	27

### ○ふれあい学級(城東幼稚園・PTA共催)

回	開催日	内 容	備 考	参加人数
1	6月18日(月)	開講式 「子どもハンガー作り」	ツリーアート講師 寺木 久美子	50
2	7月7日(土)	和太鼓演奏会	紺屋町若連	58
3	11月19日(木)	親子ヨガ	ヨガインストラクター講師 鯉沼 千加子	39
4	2月4日(月)	茨城県警察音楽隊演奏会 閉講式	茨城県警察音楽隊	89

## ○少年体験学習(育成部会共催)

回	開催日	内 容	備 考	参加人数
1	6月16日(土) ～ 17日(日)	宿泊体験学習 ～ともだちつくろう～	水戸市少年自然の家	70

## ○夏休み子ども体験教室

回	開催日	内 容	備 考	参加人数
1	7月27日(金)	体験教室 ～沖縄の不思議なコップを作ろう～	おもしろ理科先生 萩谷 薫	32
2	7月28日(土)	親と子の料理教室	食生活改善推進員会城東支部	27
3	8月1日(水)	絵画教室	定期講座「絵画」講師 関 徹	30
	8月2日(木)			32

## ○生活環境部共催行事

回	開催日	内 容	備 考	参加人数
	6月10日(日)			40
1	7月15日(日)	横山大観・常陸山公園 除草・清掃		24
	9月2日(日)			雨天中止
	11月4日(日)			27
2	5月22日(火)	花苗配布(ペコニア)	6団体	—
	6月13日(水)	花苗配布(サルビア・マリーゴールド・アゲラタム)	16団体	
	3月5日(火)	花苗配布(パンジー・肥料)	16団体	
3	6月27日(水)	花壇コンクール 地区花壇の審査(12団体)	水戸市中央審査へ6団体推 杉山保育所、若宮保育所、城東保育所、 蔵前自治会、蓮池町町内会、 細谷本郷睦会第二町内会	—
4	6月17日(木)	桜川流域清掃		102
	8月26日(日)	城東地区那珂川水系クリーン作戦		71
	11月11日(日)	城東地区国道6号クリーン作戦		37

○スポーツレクリエーション部共催行事				
回	開催日	内 容	備 考	参加人数
1	5月27日(日)	お父さんソフトボール大会 (参加4チーム)	元石川市民運動場	50
2	5月27日(日)	第36回城東地区高齢者スポーツ大会 輪投げ(参加5チーム)・ボールダート(参加4チーム)	城東市民センター	59
3	6月16日(土)	第8回グラウンドゴルフ大会	城東小学校校庭	19
4	11月18日(日)	歩く会 ~御前山ハイキングコース~	常陸大宮市	19

○生涯学習部共催行事				
回	開催日	内 容	備 考	参加人数
1	4月18日(水)	横山大観展視察研修	東京国立近代美術館 谷中霊園	40
2	5月30日(水)	城東の史跡をめぐる歩く会	講師 水戸市城東地区自治団体連合会 生涯学習部長	48
3	7月23日(月) 24日(火)	ふるさと少年教室 -水戸市指定無形文化財- 水府流水術体験学習会	講師 水府流水術協会	城東小4~6年生 104
4	11月10日(土)	横山大観生誕150年記念セミナー	城東小学校体育館	476
5	11月15日(木)	『ふれあい城東』 第53号 発行		
6	3月13日(水)	郷土史研修視察	北茨城市方面	
7	3月15日(木)	『ふれあい城東』 第54号 発行		

○城東地区市民運動会				
回	開催日	内 容	備 考	参加人数
1	10月7日(日)	市民運動会	城東小学校校庭	2,400

○城東地区防災訓練(水戸市城東地区自治団体連合会共催)				
回	開催日	内 容	備 考	参加人数
1	12月1日(土)	①防災倉庫常備品取扱い説明 ②初期消火訓練 ③救急・応急手当訓練 ④非常食体験	城東小学校校庭	小学生・園児・ 教員 260  地区参加者 102

○水戸郷土かるた大会(城東学区育成部会共催)				
回	開催日	内 容	備 考	参加人数
1	1月20日(日)	チーム数(低学年6チーム・高学年7チーム)	優勝・準優勝(低学年・高学年)	105
		競技方法 予選 リーグ戦・決勝 トーナメント戦	計4チーム水戸市中央大会出場	

○城東文化展				
回	開催日	内 容	備 考	参加人数
1	2月2日(土)	作品展示・催事・模擬店・バザーほか	定期講座13クラブ・一般より出展	2日間
	3日(日)		協力 地区各種団体	700
	2月16日(土)	発表会(7クラブ・一般出演) 卓球教室	特別出演 城東小児童・城東YOSAKOI連	300

○市民センター運営審議会				
回	開催日	内 容	備 考	参加人数
1	7月12日(木)	(1)平成29年度利用状況について		5
		(2)平成30年度運営方針・重点目標について		
		(3)平成30年度事業計画について		
		(4)平成30年度定期講座募集状況について		
2	3月7日(木)	(1)平成30年度事業報告について		
		(2)平成30年度利用状況について		
		(3)平成31年度定期講座募集(案)について		

## (2) 平成30年度市民センター利用状況について

### 団体別利用状況(館外事業含む)

平成30年4月～平成31年1月

区分 月	市民センター (館外事業含む)		社教		市		県		その他 (人数に図書利用 人数を含む)		合計	
	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数
	4	25	407	15	281	8	230	1	2	62	800	111
5	49	753	23	406	6	175	1	2	39	362	118	1,698
6	65	1,154	20	330	9	230	0	0	42	346	136	2,060
7	59	1,054	11	130	7	203	0	0	37	350	114	1,737
8	27	488	8	106	8	147	0	0	41	357	84	1,098
9	55	698	13	228	8	221	0	0	48	428	124	1,575
10	54	3,124	13	228	8	221	0	0	48	428	123	4,001
11	60	1,235	13	164	5	153	0	0	46	479	124	2,031
12	49	927	11	224	6	172	0	0	32	394	98	1,717
1	41	484	15	414	5	137	0	0	28	384	89	1,419
2												
3												
合計	484	10,324	142	2,511	70	1,889	2	4	423	4,328	1,121	19,056
前年度	461	9,493	181	3,529	68	2,397	0	0	418	5,330	1,128	20,749

部屋別利用状況(図書利用を含まない)

平成30年4月～平成31年1月

月	集会室		和室		学習室		調理室		館外		合計	
	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数
4	39	787	7	79	60	737	1	20	4	79	111	1,702
5	48	862	7	77	55	576	3	46	5	125	118	1,686
6	51	905	14	195	58	551	3	40	10	360	136	2,051
7	45	729	7	66	52	503	3	64	7	360	114	1,722
8	41	636	7	76	35	306	0	0	1	71	84	1,089
9	49	793	9	84	61	604	2	32	3	54	124	1,567
10	49	793	9	84	61	604	2	32	2	2,480	123	3,993
11	51	762	13	135	50	432	4	77	6	613	124	2,019
12	41	692	13	248	39	385	2	37	3	346	98	1,708
1	43	707	11	284	33	376	2	33	0	0	89	1,400
2												
3												
合計	457	7,666	97	1,328	504	5,074	22	381	41	4,488	1,121	18,937
前年度	502	9,045	149	1,994	402	5,257	38	641	37	3,624	1,128	20,561

図書利用状況

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計	前年度
利用人数	18	12	9	15	9	8	8	12	9	19			119	188
利用冊数	54	28	16	33	34	16	43	27	25	54			330	370

○水戸市市民センター条例

平成 21 年 9 月 29 日

水戸市条例第 33 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、市民センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 市民と行政との協働により、地域におけるコミュニティ活動及び生涯学習活動を推進するため、市民センターを別表のとおり設置する。

(事業)

第 3 条 前条に規定する市民センター(以下「センター」という。)は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域コミュニティ活動の支援に関すること。
- (2) 生涯学習活動の推進に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、設置目的の達成に必要な事業に関すること。

(使用の許可)

第 4 条 センターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、また、同様とする。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、前項の規定による許可に条件を付すことができる。

(使用の不許可)

第 5 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的として施設を使用するおそれがあるとき。
- (4) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙について特定の候補者を支持するおそれがあるとき。
- (5) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するおそれがあるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。

(権利譲渡等の禁止)

第 6 条 [第 4 条第 1 項](#)の規定により使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可を受けた目的以外にセンターを使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用の許可の取消し等)

第 7 条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは制限することができる。この場合において、使用者に損害が生ずることがあっても、市長は、その責めを負わない。

- (1) [第 5 条](#)各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 許可の条件に違反したとき。
- (3) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(原状回復等)

第 8 条 使用者は、その使用を終わったとき、又は前条の規定により使用することができなくなったときは、自己の費用をもって直ちに整備し、原状に復さなければならない。

2 使用者が前項の規定による義務を履行しないときは、市長において自らこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償等)

第 9 条 故意又は過失により施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又は市長が定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(市民センター運営審議会)

第 10 条 センターの運営等に関する事項について、市長又は水戸市教育委員会の諮問に応じて審議するため、センターごとに市民センター運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織等)

第 11 条 審議会は、市民活動団体の役職員、学校教育、社会教育及び家庭教育の関係者並びに学識経験者のうちから、市長が委嘱する 6 人以内の委員をもって組織する。

- 2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 審議会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。
- 4 会長は、審議会の会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 12 条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開くことができないものとし、審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 13 条 審議会の庶務は、市民協働部において行う。

(平 27 条例 9・一部改正)

(委任)

第 14 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 10 条から第 13 条までの規定は平成 21 年 12 月 1 日から、次項の規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行の日以後のセンターの使用の許可は、同日前においても、第 4 条の規定の例により行うことができる。

付 則(平成 22 年 3 月 24 日条例第 13 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行の日以後の水戸市五軒市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則(平成 23 年 3 月 25 日条例第 9 号)

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 23 年 7 月 12 日条例第 25 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、

同年 8 月 1 日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後の水戸市常磐市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則(平成 26 年 6 月 30 日条例第 36 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 別表水戸市見和市民センターの項の改正規定 平成 26 年 7 月 1 日

(3) 別表水戸市上大野市民センターの項の改正規定 平成 26 年 10 月 1 日

(準備行為)

- 2 前項第 2 号に定める日以後の水戸市見和市民センターの使用及び同項第 3 号に定める日以後の水戸市上大野市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、これらの日以前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則(平成 27 年 3 月 24 日条例第 9 号)

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 28 年 6 月 30 日条例第 34 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、同年 10 月 1 日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後の水戸市稲荷第一市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

別表(第2条関係)

(平22条例13・平23条例9・平23条例25・平26条例36・平28条例34・平30条例32・平30条例60・一部改正)

名称	位置
水戸市三の丸市民センター	水戸市三の丸1丁目6番60号
水戸市五軒市民センター	水戸市五軒町1丁目2番12号
水戸市新荘市民センター	水戸市新荘2丁目11番2号
水戸市城東市民センター	水戸市城東3丁目1番47号
水戸市竹隈市民センター	水戸市柳町2丁目5番8号
水戸市常磐市民センター	水戸市西原1丁目3番12号
水戸市緑岡市民センター	水戸市見川町2563番地
水戸市寿市民センター	水戸市平須町1636番地
水戸市上大野市民センター	水戸市吉沼町1768番地の2
水戸市柳河市民センター	水戸市柳河町673番地の1
水戸市渡里市民センター	水戸市堀町466番地の7
水戸市吉田市民センター	水戸市元吉田町1736番地の5
水戸市酒門市民センター	水戸市酒門町1374番地の6
水戸市石川市民センター	水戸市石川2丁目4243番地
水戸市飯富市民センター	水戸市飯富町4449番地の8
水戸市国田市民センター	水戸市下国井町1212番地の4
水戸市桜川市民センター	水戸市河和田町2894番地の4
水戸市上中妻市民センター	水戸市大塚町1157番地の1
水戸市山根市民センター	水戸市全隈町78番地の1
水戸市見川市民センター	水戸市見川2丁目179番地の1
水戸市千波市民センター	水戸市千波町1396番地の4
水戸市見和市民センター	水戸市見和2丁目224番地の1
水戸市双葉台市民センター	水戸市双葉台2丁目1番地の5
水戸市笠原市民センター	水戸市笠原町358番地の5
水戸市赤塚市民センター	水戸市河和田3丁目2329番地の3
水戸市吉沢市民センター	水戸市吉沢町243番地の3
水戸市堀原市民センター	水戸市新原1丁目9番16号
水戸市下大野市民センター	水戸市下大野町6094番地の1
水戸市稲荷第一市民センター	水戸市大串町2134番地
水戸市稲荷第二市民センター	水戸市栗崎町1695番地の4
水戸市大場市民センター	水戸市大場町2283番地の1
水戸市鯉淵市民センター	水戸市鯉淵町2989番地の2
水戸市妻里市民センター	水戸市有賀町2242番地